

食の担い手育成推進業務
企画提案仕様書

1 業務名称

食の担い手育成推進業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

3 業務の内容

(1) 子ども向け料理教室の開催

料理人や職人が将来の職業選択の一つとなるよう意識づけることを目的に、地域の「食材」や「食文化」等をテーマとし、料理人等を起用した、小学生から高校生を対象とした料理教室を実施する。

ア 実施回数

5回以上実施することとする。

イ 実施時期

受託者の任意とするが、実施計画書で具体的な時期を明示すること。

ウ 実施場所

函館市内で開催することとし、会場の手配を行い、会場費を負担すること。

※なお、1回あたり10名～15名程度の参加者を想定すること。ただし、感染症等防止のため、やむを得ない場合はその限りでない。

(2) 講師の選定

テーマに応じた講師を手配し、謝礼金を負担すること。

※なお、講師には専門的な知見を有する必要があるため、函館・および道南以外から講師を招聘する場合は、それに伴う旅費等も負担すること。

(3) 参加者の募集・集約

講座の開催案内のチラシを作成、函館市の食ポータルサイト「おいしい函館」等と連携するほか、集客が図れる効果的な募集告知を行い、参加者の集約を行うこと。

(4) 各種消耗品・食材等の購入

講師と相談のうえ、講座開催に伴う消耗品および使用する食材を手配し、費用を

負担すること。

(5) イベント保険の加入

必要に応じて保険に加入すること。

(6) アンケート調査の実施・集計

参加者に対し、アンケート調査を行い、集計結果を実施報告書に記載すること。

(7) 感染防止対策

感染症等防止のため必要な対策を講じ、実施すること。

(8) 報告書の提出

上記(1)において、1回終了する毎に、実施内容、参加人数、アンケート集計結果等を記載し、速やかに実施報告書を提出し、すべての業務終了後、実績報告書を令和6年3月31日までに市長に提出すること。

4 特記事項

(1) 受託者は、当該事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(2) 当該事業の実施については、函館市の担当者と連絡を取り合い実施し、疑義が生じた場合には協議し決定すること。